

(様式第1号)

平成20年度第1回 会下山遺跡・城山遺跡調査委員会 会議録

日時	平成21年1月13日(火) 13時~15時30分
場所	北館4階 教育委員会室
出席者	委員長 石野 博信 副委員長 福永 伸哉 委員 菱田 哲郎 委員 松下 まり子 委員 村川 行弘 (オブザーバー) 兵庫県教育委員会事務局文化財室審査指導係長 深井 明比古 同 審査指導係主査 柏原 正民 (市側) 教育長 藤原 周三 社会教育部長 橋本 達広 (事務局) 生涯学習課長 津村 直行 同 主査 森岡 秀人 同 主査 細井 良幸 同 学芸員 竹村 忠洋
事務局	生涯学習課
会議の公開	公開
傍聴者数	0人

会議次第

- 1 会下山遺跡・城山遺跡調査委員会委嘱式ほか
 - (1) 委嘱状交付
 - (2) 教育長挨拶
 - (3) 委員,オブザーバー,市側出席者等紹介
 - (4) 附属機関等の運営方法等について説明
 - (5) 委員長,副委員長選出
- 2 会下山遺跡・城山遺跡についての概要説明,報告
 - (1) 調査委員会の設置趣旨,経緯等
 - (2) 会下山遺跡・城山遺跡の権利関係等の概要
 - (3) 過去に実施した調査等の概要等
 - (4) 平成19年度会下山遺跡国指定史跡申請に伴う範囲確認調査(第1次)報告
 - (5) 第1次確認調査出土品整理状況について
- 3 国史跡指定に向けての調査計画等の検討
 - (1) 調査方針,内容及び年次スケジュールについて
- 4 その他
 - (1) 今後の日程等について

提出資料

- 資料 会下山遺跡・城山遺跡調査委員会体制 - 名簿 -
- 資料 会下山遺跡・城山遺跡調査委員会設置要綱
- 資料 芦屋市附属機関等の設置等に関する指針（抜粋）
- 資料 国史跡としての本質的価値について - 芦屋市における経緯及び意義 -
「会下山遺跡発掘50周年記念事業」当時の資料2冊
- 資料 会下山遺跡及び城山遺跡の権利関係等の概要
「六甲山系グリーンベルト整備事業」パンフレット1部
- 資料 会下山遺跡・城山遺跡の調査・研究・整備などの推移
- 資料 過去に実施した調査等の概要
- 資料 会下山遺跡の既往調査等（1/2500 図面）
- 資料 会下山遺跡調査区・遺構等配置図（1/1000 図面）
- 資料A 平成19年度会下山遺跡 - 国指定史跡申請に伴う範囲確認調査(第1次) - 記録略報(事前配布資料)
- 資料 第1次範囲確認調査出土遺物整理実績報告書〔土器篇〕
- 資料 調査方針，内容に関する参考事項（芦屋市として留意している事項等）
- 資料 年次スケジュール - 案 -
- 資料 今後の日程等について

審議経過

開会

1 会下山遺跡・城山遺跡委員会委嘱式ほか

委嘱状交付及び教育長あいさつ

（教育長）芦屋市は財政が厳しいが，だからと言って文化を置き去りにすることは出来ません。過去の遺産を埋もれさせることなく，文化の拠点として活用できるように会下山遺跡の国史跡指定に向け，市としても頑張っていく考えです。

調査委員会から貴重な意見を頂き，国・県の指導を頂きながら，会下山遺跡の評価をきっちりしていきたいと思う。

委員長，副委員長選出

<事務局の提案により委員長は石野氏，委員長の指名により副委員長は福永氏を選出。全員了承>

（委員長）昭和30年代の調査時は，武藤先生，村川委員の指導のもと掘るのが好きで上半身裸で掘っていた。当時，村川委員が一番苦勞されていたことと思う。

このたび委員長に就任したが，イニシアティブをとってやっていくというのではなく，5人の合議制で運営していきたいと思う。

（副委員長）今から30年前に芦屋市の発掘調査に参加した。その当時から会下山遺跡は大変有名な遺跡であった。21世紀に保存・活用が展開されるようにしたい。

2 会下山遺跡・城山遺跡について概要説明，報告ほか

（委員長）まずは概要説明及び報告ですが，相互に関連する場合も考えられますので，この部分は一括して事務局から説明をお願いします。

（事務局 細井）<資料 を用い，1)平成18年度の会下山遺跡発掘50周年記念フォーラムの成功を受けて，より活用を広げるために国史跡化へ具体的に取り組むことになったこと，2)調査委員会を設けてから範囲確認調査を実施するのが標

準的な手法であるが、急きょ財政措置が整ったことと、市民の機運が盛り上がっているうちに道筋を整えることが必要であると考えたことから、最小限の基礎的な調査は平成19年度に実施したこと等を説明>

(事務局 竹村) <資料 〃 を用いて、調査・研究などの推移及び既往調査の概要を説明。また資料 〃 は、地形図に報告書などの記述から実測図をはめ込んだものであり、正確なものではないことを説明>

(事務局 森岡) <平成19年度範囲確認調査及び出土遺物整理状況について下記のとおり概要説明>

- 1)地山は秩父古生層と報告書第3集の「会下山遺跡」で記載されている岩盤。
- 2)トレンチ調査なので詳細は分からないが、第4トレンチでは、おそらく竪穴住居跡の一部が検出されていると考えられる。
- 3)斜面に遺物包含層の厚い堆積が確認される傾向がある。
- 4)竪穴住居跡には、貼り床があるようである。
- 5)昭和30年代調査当時と比べて、樹木が繁茂している。
- 6)今回の確認調査で、南端部の分布範囲の所見が得られた。
- 7)出土遺物の中で、土器の全体量は352点。その内の32点を抽出し実測。

(菱田委員) 調査の目的について、範囲を明らかにするのに、どのような手段を考えているか。

(事務局 森岡) 高地性集落について、近年、発掘調査によって斜面域に遺構が伴うものが次々と明らかとなっている。

他の高地性集落の調査例では、宅地造成などで全壊する遺跡を対象として全域が発掘調査されているものが多く、斜面域でも遺構が見い出されている中、昭和30年代の会下山遺跡の調査では、逆に斜面域については不明な部分が多いため、東斜面・西斜面も確認が必要と考える。

ただし、急傾斜地なので、防災面も含めて調査方法の検討が必要である。

(委員長) 高地性集落では、濠や溝を巡らしているものがあるが、会下山遺跡の場合、その兆候は認められないか。

(事務局 森岡) 今のところ、わからない。

(副委員長) 資料 〃 にある第1次確認調査の南端トレンチについて、平成19年度範囲確認調査記録略報に所見がないのはなぜか。

(事務局 竹村) 資料 〃 の記載がミス。図面を訂正する。

(委員長) 昭和30年代のA区では遺構が確認されなかったのに対して、平成19年度の確認調査によって遺構の存在が確認されたのは、大きな成果である。

ガラス小玉は、斜面の流出によるものか。

(事務局 竹村) 山道において遊離している状態であった。大雨の後に採集したので、上層から転がり落ちてきたことも十分あり得る。

(委員長) 墓はM地区以外でみついているか。

(事務局 森岡) M地区以外で墓は見つかっていない。ガラス小玉採集付近に墓が存在する可能性はある。

(委員長) 微地形に認められる平坦面や既往調査の遺構配置図の作成のため、精度の高い測量図が必要である。最低でも1/1000、50cmコンタぐらいの測量図が必要となる。昭和30年代の調査では測量ができていない。

(事務局 森岡) これまで、基準測量ができていない。

- (村川委員) 昭和30年代の発掘調査時から、測量図のことは気になっていた。
- (県教委 深井) 現在はGPSで要所の絶対値をX・Y・Zで記録することができるので、そのような方法を採用すれば莫大な費用を掛けることなく測量図が出来るが、全体を測量するならば、ものすごい金額になってしまう。
- 既存の地形図で使える部分は利用して、必要な部分に限り実地でおさえていく方法が考えられる。
- (委員長) 国史跡指定の場合、遺跡分布範囲の測量図作成は、補助事業の対象ではないか。
- (県教委 深井) 国庫補助事業として、会下山遺跡全山を測量するのは金額が大き過ぎる。
- (委員長) 当時の遺構配置図を、正確な測量図に入れ込む必要があるし、その場合は昭和30年代の調査区を一部掘り直す可能性もある。
- (菱田委員) 発掘調査から20年以上経っている場合は、重ね合わせるため、新宮宮内遺跡の例など、再度遺構を掘り直して調査することがあり、会下山遺跡も一部再確認が必要であると考えられる。
- 微妙な平坦面は、空測では出にくい。調査に先んじて、手測りによる測量が必要ではないか。基準点のズレを計測することで、土砂が動いているかどうかを確認できるかもしれない。
- (松下委員) 六甲山地は、明治時代はハゲ山。かつての状況を、明治時代の陸地測量部測量図や近世の絵図などから年代を追って検証できる場合がある。
- 植生の変化を追跡するにあたって調べたことがあるが、砂防事務所には古い記録はないと思う。
- (村川委員) 包含層の流れから、土砂の流出が確認できる。
- (委員長) 当時の発掘では、後期と中期の逆転層位から土砂流出を推測できた。
- (村川委員) 遺物包含層の流出元を探ると、尾根上の遺構の存在を推測するに至ったが当時は、尾根部に弥生集落があるはずがないという論争になった。
- (委員長) 今後の防災工事では、部分的でも細かい測量図が必要になるのではないか。
- 測量図については、測量方法を含めて今後の課題となる。
- (副委員長) 平成19年度の第1次確認調査において、第1・2トレンチの岩盤上堆積している遺物包含層(2層)は2次堆積か。
- (事務局 森岡) 現地では検証できなかった。未知数である。
- (副委員長) 会下山遺跡の範囲の根拠は何か。
- (事務局 森岡) 土器の表採の傾向などを根拠にしている。
- (副委員長) 国史跡指定の範囲について、県史跡指定範囲を、まず指定して、他の部分はそれ以降に追加指定していく方法と、会下山遺跡全山を当初の指定から対象として検討していく方法、の二つがあると思う。芦屋市としての考えはどうか。
- (委員長) いよいよ協議事項に関わってきたので、議事を議題3に移します。事務局から、市として考えている協議の要点について説明願います。

3 国史跡指定に向けての調査計画等の検討

(事務局 細井) <資料 を用いて、下記の要点を説明>

- 1) ご参集頂いた委員各位の知見に比べ、芦屋市の方が国史跡に不慣れなことが多く、今はいろいろな事項で曖昧なことも多いことを予め了承願いたいこと。
- 2) 砂防用地内に国史跡を設けることについて、国土交通省六甲砂防事務所へ相談

しているところでは、国史跡化の今後の方向性次第ではあるが、整合が図れるものと考えている。

国史跡指定範囲の大きさや、防災対策が全く出来ないなどの制約により、協議が整わなければ、土地所有者として承諾されないこともあり得る。

3)国史跡指定にかかる事業経費は、市として執行できる精一杯の金額。極めて少額ではあるが、効率的な調査、既往調査のデータを活用することで何とか国史跡へつなげていきたい。

4)副委員長からの質問にあった国史跡指定範囲を、県史跡指定範囲、会下山遺跡全山のどちらにするかは、学術的な視点と砂防用地との兼ね合いなどから、芦屋市としての方針は今の時点では示しにくい。

(委員長)今、事務局から現実的な説明があった。それを踏まえた上で、今後の方針、スケジュールについて何かありますか。

(副委員長)限られた予算の中で苦勞されていることは理解するし、国史跡としてオーソライズしたいことも理解する。

しかし、その事業費であると城山遺跡の調査が出来るかどうか気になるし、調査委員会は、芦屋市としての具体的な方針を伺って、助言するという立場であるから、引き続き、市内部で詰めて欲しい。

国有地で民間開発等の恐れは少ないので、まず実の方をがっちりとして、それを核として、活用の中で市民の親しみを増していく方法が考えられる。

今回指定できなかった部分については、それを受けて範囲を拡大していったらどうか。出来れば、最初の指定は市制70周年に合わせた方が良い。

今は財政難でも、50年後には財政が潤っているかもしれないので、その時に大きくすることもできる。

城山遺跡について、市としては今回の指定を考えているのか。

(事務局 津村)文化庁の方針では、近年の国史跡指定は、一つの遺跡を単独に指定するのではなく、有機的な関係をもつ複数の遺跡を一括して指定する傾向があることを踏まえたもの。

(委員長)通常、国史跡指定された範囲は、民有地であることが多く、その買い上げが必要になる。今回の会下山遺跡の場合は当てはまらないので恵まれている。

(県教委 深井)史跡としての価値が見い出されることが前提。範囲もこの遺跡を語るうえで必要となるところが範囲となる。

ポイントを決めて、効率よく調査を実施していくなかで、景観上、会下山遺跡を語る上で必要な斜面も範囲に考える必要もある。

(委員長)追加指定するのは難しいことか。

(県教委 深井)要件さえ整っていれば可能。但し、国有地なので地番指定をする上では、国史跡指定の範囲は広いかもしれないが、一括で承諾をもらう方がいいかもしれない。

(県教委 柏原)文化庁との事前協議では、会下山遺跡を再検討した上で、範囲が尾根上に限られるのであれば、城山遺跡も検討に入れたらという話になっているが、第1次確認調査の結果を受けて、城山遺跡と必ずセットでなければならぬことにはなっていない。城山遺跡は不明な点が多いので、会下山遺跡を先に進めるといった方向性もある。

(村川委員)県史跡の指定範囲は、当時の調査担当者として責任のもてる範囲に限ったが、国史跡にあたっては現在の知見をもって、範囲を再検討する必要がある。

城山山頂尾根部には、間違いなく竪穴住居跡が存在している。

昭和22年に、地形図の標高128.8の写植文字付近から尾根筋に登った際に、風呂敷いっばいの土器片を採集した。この谷に注目して欲しい。

営林署立会でトレンチ調査を実施したこともある。当時は国有地と思って安心していたが、最近では土地が売られることもあると聞いて心配である。

会下山遺跡・城山遺跡の両遺跡を守ってほしい。

(菱田委員) 史跡指定は、市から県、県から国と移行する際に、必ず再検討されている。

この際に、どの範囲が適切であるかを検討していく必要がある。

但し、城山遺跡を含めると、平成22年度申請のスケジュールは厳しいし、文化庁の方針はそのとおりだが、会下山遺跡の学史的な重要性は百点満点がつくもの。それを最前面に出しながら今日的な価値を付加した再評価が先ではないかと思う。

もちろん、城山遺跡についても国史跡指定に向けた準備を進めていく必要があるが、国史跡の看板を取れるものなら、早めにとっておこうという戦略。

また、植生や植栽計画には、調査データを活用すべきである。花粉化石を得るのに、丘陵頂部では難しいかもしれないが、水漬かりのような場所があれば花粉が残っているかもしれない。

国史跡指定範囲は、これまで遺構の分布範囲であったが、世界遺産の影響を受けて、バッファゾーンの意識が生まれてきている。景観構成要素は、国史跡指定範囲として成り立つ。

(委員長) 花粉分析は今までしていないか。

(事務局 森岡) 行っていない。

(松下委員) 議論に出ている景観とは、当時の景観か、現在の整備段階での景観か。

(事務局 細井) それ自体も検討中。そのエリアで当時の植生を体感できるような整備方法のイメージもある。

(松下委員) 例えば、高地性集落で敵の防御のために山裾が鬱蒼としていたイメージを想像したら、それも遺跡の景観になる。

(委員長) 平野部の花粉分析でも、六甲山地の植生は検討できるか。

(松下委員) 検討できる。

(村川委員) 最近までは、ハゲ山だった。

(県教委 深井) 確認調査でも、花粉分析の試料を採取する場合がある。

文化庁の話では、整備段階にできるだけ当時の植生を参考にした植栽をすることになっている。

植栽計画では、実質、砂防林として六甲砂防との調整が必要になる。

(委員長) 弥生時代の植生であって、なおかつ六甲砂防に有効な植林は何かを検討できるかもしれない。

(村川委員) 会下山遺跡では成人の墓がみつからない。どこかに墓地があるはずで、幼児埋葬棺がみついているM地区周辺の可能性がある。調査したい思いはある。

(委員長) しかし、予算を考えるとほとんど発掘調査はできない。1年に100万円では10日間程度の調査しかできない。

ちょっとだけの調査となるなら、発掘調査は既存のデータを使い、予算を全て測量にまわすことなども検討すべき。

その場合、国史跡指定後に、整備・活用のための発掘調査を続けていく方法

もある。その方が、せっかく指定はしたが、その後に新しい成果が公開されず、市民に忘れられてしまうことがない。

市制70周年に合わせて指定し、その後、息長く調査を続けていく。そうした芦屋市の基本姿勢を示したら、やりやすくなる。

(副委員長) 国庫補助金を合せて、予算は1年に100万円。この限られた予算を、どういう目的で投入していくか、厳密に検討していく必要がある。

城山遺跡を国史跡指定の対象にするかどうかの方針は、お金を使う前に決定しておかなければならないし、城山遺跡を国史跡に指定していくとなれば、必要な材料を具体的に検討しなければならない。

城山遺跡を対象にすることが難しいなら、会下山遺跡を対象として県史跡指定を広げるか、測図中心の方針でいくかどうかも検討しなければならない。

砂防の場合、トレンチの規模は制限を受けるのか。かつての発掘調査で、苦労した経験がある。

(事務局 森岡) 深さの制限を受ける。

(副委員長) 土器片採集範囲について、2次堆積層かプライマリーな層かを確認する必要がある。プライマリーな層や特殊遺物の出土などで遺跡の意義が十分に認められる部分と分かれば、国史跡指定範囲にもっていける可能性はある。

会下山全山の指定もあり得るが、予算や日程を考えると現実問題としては難しいと思うので、中心部分が国史跡となっていることは極めて重要。

(委員長) 私は、基本的には会下山遺跡・城山遺跡の一带を、国史跡指定範囲とした方がいいと思う。

会下山遺跡からは、尼崎市の田能遺跡は見えない。城山遺跡がその中継の役割りを果たしていたかもしれない。

昭和30年代の調査では、A地区などアルファベットで地区名をつけ、そこでみつかった住居跡は、E号住居跡のように名付けた。その結果、現在までにX号住居跡まで付番しており残りの空き番が少ない。

今回、遺構番号を付けなおした方がいい。ただし、後世に混乱をきたす可能性があるので、どこまで精密に置き換えられるか市の方で検討してほしい。

また、本日の協議を踏まえ、市としての方針を検討して欲しい。

閉会